

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年8月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市御津下畑活性化センター		
② 施設種別	産業振興施設 [小分類] その他（農村集落活性化施設）		
③ 担当課名	産業観光局農林水産課（御津支所産業建設課）		
④ 開設年月日	平成15年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区御津高津1731番地1		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	578㎡	
	構造／延床面積(㎡)	木造平屋建／234㎡	
	建設費(単位:千円)	46,520	
	施設内容	・農産物直売所「みつアグリ」として、有機無農薬栽培等の農産物を販売し、都市住民との交流を行っている。 ・併設するコミュニティー施設は地域の集会や研修、行事等を行い、地域活動の拠点施設として利用している。 ・主要施設：和室、調理実習室、研修ホール、体験交流室、事務室	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市農村集落活性化施設条例
③ 条例に規定された設置目的	地域特産物の普及、都市と農村住民との交流の促進を通じ、地域農林業の発展と農村社会の健全な形成を図る
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・農産物直売所として、有機無農薬栽培の農産物や特産物加工品等の販売を行い、地域農業の振興を図る。 ・高齢化や過疎化が進む中で、地域住民が気軽に集える行事や集会などを行い、コミュニティ活動の活性化を図る。
⑤ 設置目的等の達成状況	体験交流室は農産物直売所として、有機無農薬栽培等の農産物を販売している。 また、その他の施設は地域の集会や研修等、地域活動の拠点施設として利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)				
② 開館日	申込により随時開館				
③ 開館時間	申込により随時開館				
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数	利用回数	平均人数	
	令和3年度	2,585人	202回	12.7人	
	令和4年度	2,835人	243回	11.6人	
	令和5年度	2,818人	252回	11.1人	
⑤ 主な利用者	地元住民				
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	故障個所が生じたら随時修繕				

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	369	369	369	369
		補助金等	0	0	0	0
	小計		369	369	369	369
	直接経費	維持管理費	46	46	46	46
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	46	46	46	46
	支出合計		415	415	415	415
収支差額		-415	-415	-415	-415	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	85	86	86	86
	指定管理料	369	369	369	369
	補助金等	40	40	40	40
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	502	457	545	501
収入合計		996	952	1,040	996
支出	管理運営費	472	450	523	482
	事業費	0	0	0	0
	その他	100	0	200	100
支出合計		572	450	723	582
収支差額		424	502	317	414

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁チリ切れ修繕

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所として、有機無農薬栽培の農産物や特産物加工品等の販売を行い、地域農業の振興を図る。 ・高齢化や過疎化が進む中で、地域住民が気軽に集える行事や集会などを行い、コミュニティ活動の活性化を図る。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		<p>指定管理者</p> <p>当該施設の設置目的が地域農業の振興とコミュニティ活動の活性化を図る点にあり、施設の管理を継続的に安定して履行することが可能な地域の住民組織があるため。</p>
③ 指定管理者とする場合の選定方法		非公募
非公募の場合	非公募とする理由	現行の指定管理者である「宇甘東活性化協議会」は、地域の区長等を中心に構成されている組織である。地域農業の振興とコミュニティ活動の活性化を図るという施設の設置目的に沿って、施設の管理を継続的、安定的に履行することができるのは、地域の状況を最もよく熟知している当該組織が唯一の団体であると考えられる。
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
	指定管理者の候補者名	宇甘東活性化協議会
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)